

今回のテーマ：同一労働同一賃金上の定年再雇用後の賃金は！？

Q. 4月1日から、中小企業にも同一労働同一賃金が適用されると聞きました。そのような中、定年、再雇用後の嘱託職員に給料は、どのように設定すればいいのでしょうか？

A. 中小企業においても令和3年4月1日よりいわゆる「同一労働同一賃金」が求められます。中小企業においては、定年後もあまり、仕事の内容が変わらないことも多いでしょうし、この同一労働同一賃金というものをどのように考えるかは、悩みどころではあります。

裁判例でいいますと、長澤運輸事件（H30.6.1 最高裁第2小法廷）においては、再雇用後も正社員時代と同じ仕事内容でしたが、嘱託の賃金(年収)は定年退職前の79%程度となることが想定されるものであり、不合理ではないとされました。一方、名古屋自動車学校事件（R2.10.28 名古屋地裁）においては、嘱託職員の基本給が、正職員定年退職時の基本給の60%を下回る限度で、不合理とされました。これ以外にも定年再雇用後の判例は数多く存在し、今後も増加することが見込まれます。

もし、安直に数字だけを見ると79%はよくて60%を下回るのはダメだと言いそうになりますが、当然、そういう問題ではありません。

定年再雇用後の待遇に関しては、各社において、より丁寧に考えていくことが重要だと考えます。

十分に労使で話し合い、丁寧に対応していくことが重要！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール
滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！